



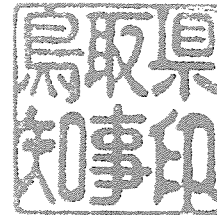
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年11月18日

住所 鳥取県米子市明治町105番地  
氏名 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター  
代表理事 岡本 康宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日	令和6年11月18日	許可番号	第202400204828号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 産業廃棄物の最終処分場（管理型）		
	処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に規定する産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず等及びがれき類にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。） 以上13品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。  注）「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。		
設置場所	鳥取県米子市淀江町小波字泉原 434番2、434番10、434番102、434番103、434番104、434番105、434番106、434番107、434番108、434番109、434番110、434番360、434番361、434番385、1790番2、1790番3、1791番、1792番、1793番、1794番、1799番、1800番、1801番、1802番1、1802番2 鳥取県米子市淀江町小波字林ノ奥 435番、436番1、436番2、436番3、436番4、437番、441番1、443番、444番、445番1、445番3、445番4		
処理能力	埋立面積	22,100m <sup>2</sup>	
	埋立容量	252,000m <sup>3</sup> (第I期74,000m <sup>3</sup> /第II期178,000m <sup>3</sup> )	
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

第202400204828号

令和6年11月18日

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター  
代表理事 岡本 康宏 様

鳥取県地域社会振興部長 盛田 聖一  
( 公 印 省 略 )

産業廃棄物処理施設の設置許可について (通知)

令和6年5月31日付けで申請のあったこのことについては、別添のとおり許可されました。  
当該許可に係る施設の設置工事完了後に使用前検査申請書を本県に提出し、検査を受けてください。

なお、あらかじめ本県と協議の上、地下水集排水管等の完成後の確認が困難と予想される部分については、施工中に確認を受けるとともに、埋立開始後であっても、のり面用土えん堤の築堤や小段排水口閉塞時など、埋立てが可能となる区画の拡大時等は、埋立ての進捗に応じ、確認を受けてください。

また、本件許可の審査に当たり、専門的知識を有する者から意見を聴取したところ、別紙のとおり、今後の施設設置、埋立施工、維持管理等に関する意見がありました。

については、これらの意見に十分留意し、必要な対応及び取組を行っていただくとともに、対応状況について、本県の確認を受けてください。

(担当：産業廃棄物処理施設審査課 福田、田代、竹永、山下 電話：0857-26-7498)

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

## (別紙) 専門的知識を有する者からの施設設置、埋立施工、維持管理等に関する意見

### 1 施設設置・埋立施工について

#### (1) 景観に配慮した囲い

囲いは、可能な限り威圧感を与えないよう、景観的に配慮すること。

#### (2) 遮水工の適切な施工と保護

・遮水工に用いる遮水シートは、耐久性と同様に熱溶着の施工が極めて重要なため、確実な施工を行うこと。

・遮水工は、埋立当初に地下水位の上昇により壊れるおそれがあるため、施工の際、発生する地下水の状況をよく観察し、また地下水位の季節変動にも配慮して、その状況により必要があれば地下水集排水管の配置や配管密度の変更など、確実に集排水できるよう工事中に再検討を行うなどし、遮水工に揚圧力が加わるようなことがないよう措置すること。

#### (3) 地盤となる一般廃棄物処分場えん堤の継続的な沈下観測

地盤として共用する一般廃棄物最終処分場のえん堤に対し、必要十分な測定地点において継続的な沈下観測を確実に実施し、許容沈下量の範囲内に収まることを確認しながらプレロードや埋立てを進めること。

#### (4) 中間覆土上の雨水排除とその後の埋立時の工夫

中間覆土上の雨水排除について、透水性の低い粘性土を覆土材として使用する場合には、その後の埋立てを始める前に溝掘りをするなどして、宙水を発生させない工夫、洗出しのための工夫をしている事例もあるため、必要に応じ参考とすること。

### 2 維持管理・異常時の対応について

#### (1) 状況変化への対応体制

・日々の点検、各モニタリングにより得られた測定データ等から、変化の傾向や小さな不具合の有無を把握し、対応の要否等を検討する体制を構築すること。

・水収支（雨水量と浸出水量の比）は、埋立管理の段階が変わった場合のほか、施設の異常発生により変化が生じる可能性があるため、水収支を常に把握すること。

・生活環境影響調査における予測結果は固定されたものではないので、状況変化に対応できるような環境保全措置や維持管理の考え方に配慮すること。

・今後、基準等の改正によって規制強化された場合には、その対応や対策を十分に措置すること。

#### (2) 浸出水集排水設備の維持管理

カルシウムスケール対策として、浸出水集排水管の閉塞、浸出水ピットからの揚水ポンプの故障に対するメンテナンス、修繕の対応を検討しておくこと。

#### (3) 浸出水の水質を放流基準に近づける取組

浸出水について、可能な範囲で、埋立施工方法の工夫等により処理前時点での水質を放流基準により近づけるような取組を実施すること。

#### (4) 集水ピットの地下水検査

集水ピットに集まる地下水について、定期的にⅠ期埋立部から集まる地下水とⅡ期埋立部から集まる地下水とを別々に検査すること。

#### (5) 腐食防止措置の維持管理

コンクリートの腐食防止について、適切な維持管理（メンテナンス）を行っていくこと。

#### (6) 異常時の対応

異常発生時のために、地元自治会等を含めた至急の連絡体制をあらかじめ構築すること。

### 3 管理運営マニュアル等への反映について

今後作成する管理運営マニュアル等には、次の内容も盛り込むこと。

#### (1) 設計思想と維持管理の考え方

設計思想とリスク防止対策及びそれに基づく維持管理の考え方

#### (2) 将来への確実な引継ぎのための取組の目的・理由

長期にわたる計画であることを踏まえ、各取組の考え方や背景等を後年まで確実に引き継げるよう、各取組の目的や理由

#### (3) 廃棄物の安定化に向けた考え方

廃棄物の安定化に向けた具体的な方法・考え方

#### (4) 埋立てに伴う中間覆土等の考え方

・埋立施工に関し、表面水排除に必要な中間覆土の材質、透水性や勾配などの施工方法・考え方

・埋立施工に関し、埋立廃棄物の洗い出し等のため溝掘り等を要する場合は、その施工方法・考え方

(5) 悪臭の発生しない埋立管理

悪臭の発生リスクに関し、埋立方法の工夫や搬入物の管理の考え方

(6) 火災予防のための埋立管理

鉱さい品目の中には有機物含有量が比較的多いものがあるため、火災予防のため、一カ所に固まらないように埋め立てるなど、埋立方法の留意点

(7) 硫化水素の発生を抑制する埋立管理

腐食防止のレベル設定は、硫化水素の発生を抑えることが前提となっているため、硫化水素の発生を抑制する廃石膏ボードの埋立管理の考え方、手法

(8) 遮光マットの管理

遮光マットも紫外線劣化するため、張り替えなど耐用年数を考慮した管理の考え方

(9) モニタリング結果の情報公開の方法

各モニタリング項目に係る測定場所、測定頻度、測定方法、目標値及びその結果の情報公開の方法等

(10) マニュアル等の見直し

マニュアル等の内容は作成後も見直しが必要であり、その見直しに対する考え方、方法等

4 データ収集・情報公開等について

(1) 工事中の騒音・振動対策に係る情報提供

施設設置工事中の騒音・振動対策について、実際に行う工事の内容及び工事内容に応じた保全措置の内容など、具体的な情報を住民等に提供すること。

(2) 住民にわかりやすい情報公開

モニタリング結果等のデータの情報を公開する際は、数値の意味・見方を含めて、住民にわかりやすくすること。

(3) PFAS等の物質に係るリスクコミュニケーション

PFAS等の懸念される物質について、最新情報や浄化に係る技術の研究開発状況等を情報収集し、住民の意見や懸念に対して、分かり易く情報提供・発信できる体制を構築し、住民とのリスクコミュニケーションをとること。

(4) 異常値を観測した際の情報公開

モニタリング等により異常値を観測した場合は、必ず情報公開をすること。

(5) 廃棄物の蛍光X線分析データに係る知見の蓄積・発信

廃棄物の蛍光X線分析データのデータベース化に取り組み、知見の蓄積、発信に取り組むこと。

5 適正・健全な事業運営等の確保

(1) 適正・健全な事業運営等の確保のための取組

- ・申請者は、会計監査人による監査が必須の団体ではないが、公益目的事業を行うために多くの公的支援を受けることから、任意で監査を受ける等、適正・健全な経理の確保のための何らかの取組を検討すること。
- ・施設・事業の健全性確保のため、外部の専門家などの第三者による技術面での確認を受ける等の体制構築を検討すること。

(2) 定期的な人的な流動の確保

事業は長期にわたることから、定期的に新しい視点を事業に取り込む趣旨で、役員等の人事を含め、定期的に人的な流動を確保する工夫を検討すること。また、人が入れ替わる際は、確実に引継ぎを行うこと。